

本宮市農業委員会 平成28年9月総会 議事録

1. 開催日時 平成28年9月21日(水)午後1時30分
2. 開催場所 中央公民館 1階「研修室」
3. 出席委員
1番 佐藤 孝昭 2番 渡辺 喜一 3番 渡邊 謙輔
4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸 6番 國分 新司
7番 渡邊 孝一 8番 渡邊 平二 9番 伊藤 隆一
4. 欠席委員
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会9月定例会を開会いたします。欠席の通告はありません。遅刻の通告はありません。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会9月定例会を開会いたします。(時節の事柄)
事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。3番渡邊謙輔委員、4番國分政利委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

國分委員 議長

会長伊藤 隆一 國分委員

現地調査委員長 委員長に選任されました私、國分政利です。調査委員は、渡邊平二委員、遠藤秀男委員です。去る9月12日午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第40号件番4は、事業拡張に伴う駐車場転用案件であり、昭和49年に転用許可済みでありましたが、施行されておらず、転用者が変更となりますので、関連議案として事業計画変更と同時申請なされたものです。全件とも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 ありがとうございます。8月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局より報告いたさせます。追加報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」も報告願います。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

- 事務局 追加報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」を報告致します。8月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第5条申請8件は9月12日付けで許可になりました。以上報告致します。
- 会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましても、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。
議案第37号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
会長伊藤 隆一 局長
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
渡邊平二委員 議長、8番
会長伊藤 隆一 渡邊平二委員。
渡邊平二委員 議案第37号件番1について、9月11日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と実施致しました。所有権移転の売買であり、法人による取得です。酪農業を営み、意欲的に農業に従事しており、耕作放棄地の無く、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましても、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第37号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第37号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。
次に、議案第38号農地の転用制限について農地法第4条第1項の規定による申請を上程します。申請1番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
会長伊藤 隆一 局長
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 38 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 38 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定いたしました。
次に、議案第 39 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 及び議案第 40 号「農地の転用制限について」件番 4 は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条の規定により一括上程したいと思いますが異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 39 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 及び議案第 40 号「農地の転用制限について」件番 4 は一括上程とさせていただきます。議案第 39 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 及び議案第 40 号「農地の転用制限について」件番 4 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 39 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番について及び議案第 40 号「農地の転用制限について」申請 4 番は、許可適當の意見を付して、福島県知事に進達することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 39 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番について及び議案第 40 号「農地の転用制限について」申請 4 番は、許可適當の意見を付して、福島県知事に進達することに決定いたしました。
議案第 40 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程を致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
- 申請 2 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
- 申請 3 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
- 申請 5 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 9 月の定例会を終了いたします。

平成 28 年 9 月 21 日

(閉会午後 1 時 53 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 3 番委員 渡邊 謙輔

議席 4 番委員 國分 政利
